

千葉県水質保全課より、以下の周知がありました。順守をお願いします。

# 水質汚濁防止法及び千葉県環境保全条例に基づく特定施設の設置の届出をお願いします！

## 1 特定施設の設置の届出

水質汚濁防止法及び千葉県環境保全条例では、一定規模以上の畜舎を特定施設として定めており、それらを設置する事業者に対し、県又は市に設置の届出を行うよう義務づけています。

※ 届出を行わない場合、罰金などの罰則が適用されることがあります。

## 2 届出対象の特定施設

特定施設は以下のとおりとなります。該当する場合であって、届出を行っていない方は裏面の「3 問合せ先（届出先）」にご連絡ください。

### 水質汚濁防止法の特定施設

-  牛房 = 総面積 200 m<sup>2</sup>以上
-  豚房 = 総面積 50 m<sup>2</sup>以上（印旛沼、手賀沼流域は 40 m<sup>2</sup>以上）
-  馬房 = 総面積 500 m<sup>2</sup>以上

### 千葉県環境保全条例の特定施設

-  牛房 = 総面積 100 m<sup>2</sup>以上 200 m<sup>2</sup>未満
-  馬房 = 総面積 100 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満
-  鶏舎 = 飼養羽数 1,000 羽以上

問い合わせ先：千葉県 環境生活部 水質保全課 水質指導・規制班  
電話：043-223-3871

### 3 問合せ先（届出先）

○御相談等ございましたら、施設がある市町村を所管する県地域振興事務所  
地域環境保全課へご連絡ください。

○なお、市川市、松戸市、市原市については、各々の市水質汚濁防止法  
担当課へご連絡ください。

市町村名	担当機関	住所	電話番号
習志野市、八千代市、浦安市	葛南地域 振興事務所	273-8560 船橋市本町1-3-1フェイス7 階	047- 424-8092
野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域 振興事務所	271-8560 松戸市小根本7	047- 361-4048
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町、 栄町	印旛地域 振興事務所	285-8503 佐倉市鐺木仲田町8-1	043- 483-1447
香取市、神崎町、多古町、東庄町	香取地域 振興事務所	287-8502 香取市佐原イ92-11	0478- 54-7505
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝地域 振興事務所	289-2504 旭市二1997-1	0479- 64-2825
東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、芝山町、横芝光町	山武地域 振興事務所	283-0006 東金市東新宿1-11	0475- 55-3862
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、 白子町、長柄町、長南町	長生地域 振興事務所	297-8533 茂原市茂原1102-1	0475- 26-6731
勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町	夷隅地域 振興事務所	298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14	0470- 82-2451
館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	安房地域 振興事務所	294-0045 館山市北条402-1	0470- 22-8711
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	君津地域 振興事務所	292-8520 木更津市貝淵3-13-34	0438- 23-2285
市川市	市川市 環境部生活環境保全課	272-8501 市川市南八幡2-20-2	047- 712-6310
松戸市	松戸市 環境部環境保全課	271-8588 松戸市根本387-5	047- 366-7337
市原市	市原市 環境部環境管理課	290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436- 23-9867

※**千葉市、船橋市、柏市については、千葉県環境保全条例の適用外です。**

各市で別に規制している場合がありますので、詳細は各市にお問い合わせ  
ください。

市町村名	担当機関	住所	電話番号
千葉市	千葉市環境局 環境保全部環境規制課	260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043- 245-5194
船橋市	船橋市 環境部環境保全課	273-8501 船橋市湊町2-10-25	047- 436-2455
柏市	柏市 環境部環境政策課	277-8505 柏市柏5-10-1	04- 7167-1695